

インバウンド受入環境 整備事業補助金



外国人観光客の受入環境の充実による外国人観光客の満足度向上を図るため、市内事業者等が行うインバウンド受入環境整備事業に対し補助金を交付します。

対象要件

1. 市内に事業所を有する法人または個人事業主であること
2. 次のいずれかに該当する事業者であること
〔 宿泊事業者、製造事業者、飲食事業者、観光事業者
交通事業者、小売事業者、商店街組織 〕
3. 市区町村税に滞納がないこと

※風俗営業法第2条に定める営業や、十和田市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号に規定する暴力団関係者、政治活動・宗教活動等を行う事業者は除きます。

補助金額

【補助対象経費】

無料Wi-Fi利用環境の整備、パンフレット・ホームページ・案内表示の多言語化、多言語翻訳機器の購入、電子決済端末の購入等に要する経費等（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、報償費、委託料、備品購入費等）

【補助率】

補助対象経費の2分の1

【上限額】

1事業者につき100万円



注意事項

予算の範囲内で受付順に交付の可否を決定しますので、交付申請はお早めにお済ませください。

【申請先・お問い合わせ】 十和田市 農林商工部 商工観光課 商工労政係

〒034-8615 十和田市西十二番町6番1号

電話 0176-51-6773 FAX 0176-22-9799

※交付要綱もあわせてご確認ください。交付要綱や提出書類はホームページに掲載しています。